

サステナビリティ研究所規定

(名称)

第1条 四日市大学はサステナビリティ研究所(以下「本研究所」という)を設置する。

2. 研究所の名称は、英文では Institute of Sustainability または IOS と表記する。

(目的)

第2条 本研究所は、持続可能な循環型社会に関する研究・調査を推進し、大学、社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本研究所は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 研究、調査等
- (2) 研究会、フォーラム、セミナー等の開催
- (3) 研究、調査成果の発表、公刊
- (4) 循環型社会実現のための活動の支援
- (5) その他目的達成に必要な事業

(所長)

第4条 所長は本研究所を代表し、事業および事務を統括する。

2 所長は四日市大学の教員、本研究所の所員のうちから機構長が任命する。

3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

4 所長が欠けたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(運営組織)

第5条 本研究所はつぎの機関により運営する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 研究員

(運営について)

第6条 本研究所の運営は、所長・副所長および研究員の話し合いにおいて、行う。

(事務処理)

第7条 本研究所の事務は四日市大学研究機構長の命による部課が行う。

第8条 所長は、研究所の庶務をつかさどるために、事務職員を置くことができる。

(経費)

第9条 研究所の経費は、次に掲げる収入によって支弁する。

- (1) 競争的資金
- (2) 大学予算によって定められた研究所費
- (3) 寄附金その他の収入

附則

- 1 本規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 研究所発足当初の所長及び所員は機構長が委嘱する。